

新型コロナウイルス感染症 に関する対応指針

＜宿泊施設・観光施設用＞



令和2年5月（初版）

静岡県スポーツ・文化観光部

は じ め に

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう中、日本をはじめ世界各国が感染拡大防止に向けた取組を進めております。

これまで、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底を図った結果、取組の成果が少しずつ見え始めております。

政府においては、今後、各都道府県における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととしております。

数か月前には全く想像していなかった日常を送っている今、かつてない大打撃を受けた観光産業を再始動させていくためには、ソーシャルディスタンスの確保をはじめとした「三つの密」の回避や衛生面の充実など、今後、旅行者から求められるニーズに的確に答えていく必要があります。

このため、本県では、感染拡大防止対策の一環として、庁内関係部署や関係団体の専門家等の協力を得て、宿泊施設や観光施設向けに、「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」を作成しました。

本指針では、旅行者や従業員の感染防止対策とともに、感染が疑われる症状等の旅行者や従業員に係る対応を明記し、本県としての指針を定めることで、県内事業者と本県への旅行者の安全・安心を確保していきたいと考えております。

事業者におかれましては、対応マニュアルの作成や見直しなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるに当たり、業界団体におけるガイドラインをはじめ、本指針をご活用いただければと考えております。

本指針が、事業者の皆様における感染拡大防止の徹底、さらには、安全・安心の確保とおもてなしの質の向上の一助となれば幸いです。

なお、本指針については、今後の状況を踏まえて逐次改定していく予定です。

令和2年5月

静岡県スポーツ・文化観光部長 植田 基靖

目 次

第 1	感染拡大防止対策の基本方針	P 1
第 2	新型コロナウイルス感染症の特性	P 2
1	ウイルスの特性	P 2
2	感染方法（感染防止に注意する場所等）	P 3
第 3	感染予防対策（日頃の安全対策）	P 4
1	日常の感染予防対策	P 4
2	安全管理（施設の衛生管理や従業員の健康管理）	P 4
3	感染が疑われる者が発生した場合の対応準備	P 14
第 4	旅行者に感染が疑われる場合の対応	P 15
1	対応手順（通報から施設消毒まで）	P 15
2	検査後、陽性反応が確認された場合の対応	P 17
第 5	従業員やその家族に感染が疑われる場合の対応	P 19
1	対応手順（通報から施設消毒まで）	P 19
2	接触者の確認等	P 19
第 6	風評被害の防止	P 21
1	感染症による風評被害の概要	P 21
2	迅速な初動対応の実施	P 23
3	報道機関や周辺地域への説明	P 23
第 7	参考資料	P 24
1	新型コロナウイルス感染症に関する主な相談窓口	P 24
2	チェックリスト	P 27
3	業種別ガイドラインを策定した業種・団体一覧	P 37
4	その他（関連リーフレット）	P 42
5	宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）	P 44
6	ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（初版）	P 53
7	旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）	P 62
8	新型コロナウイルス感染症対策としての「6段階警戒レベル別の行動制限」の実践への御協力をお願い	P 69

第1 感染拡大防止対策の基本方針

本指針は、県内の宿泊施設や観光施設が、対応マニュアルの作成や見直しなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるに当たり、参考としていただくためのものです。

本指針では、第1に基本方針、第2以降に基本方針に基づく具体的な対策についてまとめました。

各施設におかれましては、本指針等を参考に、各施設の状況に応じて、柔軟かつ徹底した感染拡大防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本指針は、新型コロナウイルス感染症の最新の知見、関係者等の要望、事業者側の受入体制等を踏まえて必要な見直しを行ってまいります。

基本方針

県内の宿泊施設や観光施設は、次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

1 旅行者に対する対策

- (1) 必要に応じて旅行者の制限や誘導を行うこと
- (2) 手指の消毒設備の設置を行うこと
- (3) マスクの着用等の要請を行うこと
- (4) 「三つの密」を徹底的に避けること
- (5) 室内の換気や人と人との距離を適切にとること
- (6) その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

2 従業員に対する対策

- (1) 検温等による体調管理を励行すること
- (2) マスク着用を励行すること
- (3) 勤務シフト活用による時差出勤を実施すること
- (4) 休憩・食事時間を分散すること
- (5) 在宅勤務を積極的に活用すること
- (6) その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

3 再開に向けた考え方

- (1) 施設ごとに徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- (2) 県外からの旅行者が多く訪れる施設などは、人数制限を行うなどの対策を検討する。
- (3) 感染が生じた施設については、速やかに休館など営業活動を自粛し、消毒等の措置を講じる。

第2 新型コロナウイルス感染症の特性

1 ウイルスの特性

- ・「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」は、コロナウイルスの一つです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」ウイルスなどが含まれます。これまでに人に感染するコロナウイルスは7種類見つかり、その中の一つが「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」です。
- ・「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症を、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」と呼んでいます。
- ・新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが特徴です。

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」（P24）にご相談ください

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、妊婦、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ・感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意が必要です。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。
- ・世界保健機関（WHO：World Health Organization）によると、現時点において潜伏期間は1日～14日（一般的には約5日）とされています。
- ・有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは現時点では存在せず、治療方法としては対症療法が中心です。
- ・現時点では、新型コロナウイルス感染症は不明な点が多い感染症ですので、正しく認識して、冷静に対処することを心掛けましょう。

2 感染方法（感染防止に注意する場所等）

- 一般的な状況における感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、せき、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、2m 以内の至近距離にいる他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

- 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。
- 特に、以下の3つの条件（以下、「三つの密」という。）のある場では、クラスター（患者間の関連が認められた集団）の発生により、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

密閉空間	換気の悪い密閉空間である
密集場所	多くの人々が密集している
密接場面	互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる

- また、これ以外の場合であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられており、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。



（出典：首相官邸 HP より）

第3 感染予防対策（日頃の安全対策）

1 日常の感染予防対策

- ・まずは、手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんで手を洗うか、アルコール消毒液などで消毒しましょう。
- ・咳などの症状がある方は、咳やくしゃみをするときに手で口を押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、次の咳エチケットを行ってください。

感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

① 流水でよく手をぬがした後、石けんをつき、手のひらをよくこすります。

② 手の甲をのばすようにこすります。

③ 指先・爪の隙を念入りこすりこぎます。

④ 指の間を洗います。

⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。

⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

× 何もせずに咳やくしゃみをする

× 咳やくしゃみを手でおさえる

○ マスクを着用する（口・鼻を覆う）

○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

○ 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う

② ゴムひもを耳にかける

③ 隙間がないよう鼻まで覆う

感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

咳エチケット

せき

■ ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

○ マスクを着用する

○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

○ 袖で口・鼻を覆う

× 何もせずに咳やくしゃみをする

× 咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う

② ゴムひもを耳にかける

③ 隙間がないよう鼻まで覆う

（出典：首相官邸 HP より）

2 安全管理（施設の衛生管理や従業員の健康管理）

- ・基本的には、従業員と旅行者（宿泊施設：宿泊者、入館者／観光施設：来場者）及び旅行者同士との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、次のような留意事項が考えられます。

基本的な留意事項

- ・ 旅行者の整理（密にならないように対応。発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入場制限を含む。）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員や旅行者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなど）
- ・ 施設の消毒

その他の留意事項

【共通事項】

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

【トイレ】 ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

【休憩スペース】 ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

【ゴミの廃棄】

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

【清掃・消毒】

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会と里とめを一部改定) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ 個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。
 トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

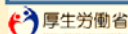
マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。
※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。



裏面へ

換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分(ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など)は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください(目安となる濃度は0.05%です(製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。))。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

(出典：厚生労働省 HP より)

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒も洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(前掲次掲：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くか消毒ができます。ハイター・ブリーチなど、裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項を正確に読んでください。
※金属は腐食することがあります。



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・作業用手袋を着用してください。
・他の商品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明を正確に読んでください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考にしてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL(商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
裏に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省 HP より)

- ・特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを高めるとされる環境（「三つの密」）における衛生管理に留意しましょう。

消毒の重点箇所（例）

■ 高頻度接触部位

「テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン など」

○ 宿泊施設における留意点

詳細等は下記をご覧ください

- 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」
＜全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会／日本旅館協会／全日本シティホテル連盟（2020年5月14日）＞
- 「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」
＜日本ホテル協会（初版 2020.5.14）＞

① 入館時（ロビー等）

- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・ 入館の際に手指の消毒を依頼する

② 送迎時

- ・ 送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置する

③ チェックイン

（チェックイン待ち）

- ・ 間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ
- ・ 客室でのチェックイン手続きに変更する等

（チェックイン手続き）

- ・ フロントデスクは宿泊客との距離を保つ、又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する

（宿泊カードの記入）

- ・ フロントデスク、筆記具等の頻繁な消毒等

（館内・客室案内）

- ・ 従業員による説明ではなく、文書の配布や動画による紹介等を導入する

（ルームキー、キーカードの受渡し）

- ・ 返却されたルームキー、キーカードの消毒

④ エレベーター

（ボタンの操作）

- ・ エレベーター内やボタンの定期的な消毒
(他の宿泊客との同乗)
- ・ 少ない人数でブザーが鳴るよう重量センサーを調整する
- ・ 乗車人数の制限等

⑤ 客室

(ドアの開閉)

- ・ ドアノブの消毒

(部屋の設備(※)への接触)

- ・ 清掃時に消毒液等を使って表面を消毒
※ テレビ・空調のリモコン、金庫、照明スイッチ、電気スタンド、座卓、押入れ、冷蔵庫、電話、トイレ、蛇口等

(部屋の備品への接触)

- ・ コップ、急須、湯飲み等は消毒済のものと交換する
- ・ 使用済アメニティは廃棄する
- ・ 館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底する

(換気)

- ・ 空調機を外気導入に設定する

⑥ 大浴場

- ・ 入場人数の制限

(更衣室)

- ・ ドアノブ、セキュリティロック、ロッカー等の清拭消毒

(浴室内)

- ・ 備品等の清拭消毒、浴室内の喚起強化
- ・ 浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請等

(化粧台)

- ・ ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等の持参要請等

(休憩室)

- ・ 一度に休憩する人数を減らす、常時喚起に努める
- ・ 共有する物品(テーブル・いす等)を定期的に消毒する
- ・ 使用後の備品(ソファ、マッサージ機、体重計等)の清拭消毒の協力要請等

⑦ 食事

(宿泊者)

- ・ 食事前の手洗い又は手指消毒を依頼する
- ・ 横並び着席の励行又はテーブルの間隔を広げる
- ・ 入場者数、滞在時間を制限する
- ・ 会場の換気強化
- ・ お酌や盃の回し飲みは控えるよう依頼する
- ・ 従業員からの料理説明を説明メモに変更する
- ・ 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更又は従業員が取り分ける
- ・ ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に変える等

(従業員)

- ・ 盛り付け、配膳担当者の衛生管理の徹底
- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 食事後のテーブル、備品等の消毒の徹底

⑧ チェックアウト

(チェックアウト待ち)

- ・ 間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ

(ルームキー、キーカードの返却)

- ・ フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

(宿泊料金の支払い)

- ・ フロントデスクをアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・ カード決済の導入等

⑨ 清掃等の作業

- ・ 清掃時はマスク及び使い捨て手袋を着用する

(寝具の片付け等)

- ・ 使用済みのリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒する

(室内清掃)

- ・ 使用した浴衣、室内スリッパ等は全て洗濯・消毒済みのものと交換する
- ・ 使用済みのタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒する
- ・ ゴミはビニール袋で密閉して処理する

(浴室清掃)

- ・ 浴室内の設備・備品を清掃後、消毒する
- ・ 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- ・ 脱衣室内の設備・備品を消毒する

(館内清掃)

- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる場所を消毒する
- ・ ドアノブ、エレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、共用パソコン、自動販売機のボタン等は、定期的に消毒する

(トイレ)

- ・ 便器内は通常の清掃で良い
- ・ 扉や洗浄レバー、蛇口等不特定多数が触れる場所は、定期的に消毒する
- ・ ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置する
- ・ 換気扇を常時オンにする

○ 旅行業における留意点

詳細等は下記をご覧ください

- 「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」
＜日本旅行業協会／全国旅行業協会（2020年5月14日）＞

① 来店時

- ・ 電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みを勧める
- ・ 来店者には事前の来店予約を依頼し、入店者を制限する
- ・ 入店の際に手指の消毒及びマスクの着用を依頼する

② 相談・申し込み時

- ・ 間隔を空けた待ち位置の表示を行う
- ・ カウンターにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、従業員はマスクやフェイスシールドを着用する
- ・ カウンターや申込書記入台、筆記具等の頻繁な消毒等
- ・ 旅行代金の支払いは振込やカード決済等を勧める
- ・ 後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、又は郵送等で送付する

③ 旅行業務取扱上における対策

(交通・宿泊などのみの手配)

- ・ 手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っているか確認するよう、お客様に案内する
- ・ 手配する交通機関・宿泊施設等で感染防止対策が講じられているかをお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供する

(フリープラン、ダイナミックパッケージ <募集型企画旅行>)

- ・ 手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する

(団体旅行 <募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行>)

(i) 旅行の企画

- ・ 感染状況に応じた適切な旅行先を選定する
- ・ 本県から、県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認する

(ii) 企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

- ・ 旅程に組み込む交通機関、宿泊施設、観光施設、食事施設等については、適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する

(iii) 旅行実施の判断(標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部 第17・18条関係)

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、又は困難となる可能性が高い場合には、旅行の実施を中止する
- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が高いことが分かった場合は、旅行を中止し、出発地に引き返す

(iv) 旅行実施に関する助言(手配旅行)

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、又は困難となる可能性が高い場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者(団体責任者)に助言する

- ・旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が高いことが分かった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する

（ⅴ）三密リスクを下げる旅程管理

ア 交通機関・宿泊施設

- ・利用する交通機関や宿泊施設の感染防止対策に従った利用ができるよう、旅程管理する

イ 観光施設等

- ・団体客が集まって「密」の状態を作らないよう、ガイドレシーバーを利用したガイド等を行う
- ・施設入口や施設内部で「密」の状態を作らないよう、小グループに分け、時間差をつけた入場等を行う

ウ 食事

- ・食事施設の感染防止対策に従った利用ができるよう、旅程管理する
- ・施設以外の食事においても、時間をずらす、お客様同士の距離を確保する等に留意する
- ・食事施設の従業員からの料理説明を説明メモにするなど、接触をできるだけ少なくする
- ・人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にする等

⑥ 添乗員がつかない場合は、旅行サービス提供事業者と協力して旅程管理を行う

⑦ お客様及び添乗員等関係者の健康管理

- ・出発前に体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している場合は、旅行参加を遠慮していただく
- ・旅行中に体調不良になった場合は、旅行から離団し、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう手配するとともに、他のお客様への感染防止対策を行う
- ・体調不良者が旅行の出発地又は自宅等に戻るために必要なサービスを手配する
- ・旅行中に適切な頻度で手洗いやうがいができるよう、休憩場所等を選定する等

○ その他

- ・イベントを開催する場合、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫しましょう。
- ・「健康観察票」及び「行動記録票」（P34～P35）を参考に、従業員の健康チェックを定期的に行いましょう。
- ・その他、日頃から、必要な消毒備品の備蓄管理、従業員への定期的な教育・訓練の実施、迅速な情報共有や意思決定ができる体制づくりに留意しましょう。

■ 感染防止対策の重要性を理解させ、従業員の意識向上に努めましょう。

- 「新しい生活様式の実践例」（P43 参照）を周知し、日常生活を含む行動変容を促す
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導する 等

＜参考＞ 県有施設における感染防止方針（令和２年５月１５日版）

※県有施設向けですが、必要に応じて、感染防止対策の参考としてください。

○ 施設類型等に応じた対策

■ 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔に 留意	座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック					—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

【出典】緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和２年５月４日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

■ 施設類型ごとの取組（例）

1 劇場、観覧場、集会場、展示場等

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること

2 博物館、美術館

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２mを目安に）が確保されること

【参考】付施設における対策

1 物品販売業を営む店舗

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、徹底した感染症対策を実施すること

2 飲食店

- ①個室などの密閉した部屋の使用や、多人数での使用を控えること
- ②座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ③接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃を徹底し、大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること
- ④従業員や出入り業者に発熱や風邪症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること

○ 県有施設における催物（イベント・会議等）の開催

- ・全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期など、慎重な対応が必要
- ・イベント開催の可否を判断するに当たっての、当面の目安
 - 屋内 100 人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - 屋外 200 人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2 M）を十分に確保できること
- ・適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施した上で、開催すること
- ・イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等は、こうした交流等を極力控えることを呼びかけること
- ・ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること

3 感染が疑われる者が発生した場合の対応準備

- ・万が一、施設内で感染が疑われる者が発生した場合を想定し、対応方法についてあらかじめシミュレーションしておくことが大切です。

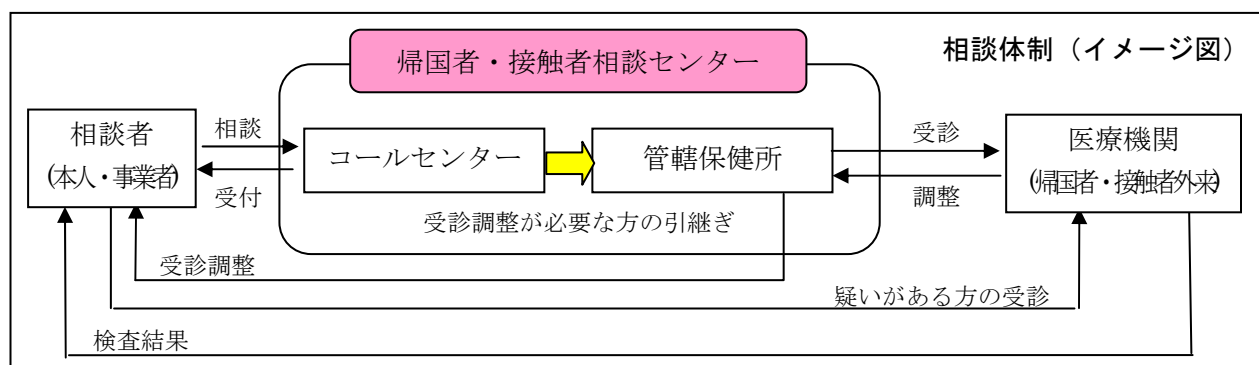
区分	留意点
旅行者	・顧客情報の管理（宿泊施設の場合、宿泊名簿への正確な記載の徹底） ・施設内での旅行者への掲示等による呼びかけ ➢ 体調に異変が生じた場合には、必ず施設側に申し出ていただく旨、チェックインや来館時に説明する ➢ マスクの着用をお願いする ➢ 来館時や食事の際の手指消毒等の徹底をお願いする ・事前に、他の旅行者と区分して待機する部屋等を決めておく 等
従業員	・新型コロナウイルス感染症に関する情報共有 ・手洗、手指消毒、咳エチケットの徹底、マスクの着用 ・施設内の消毒の徹底 ・出勤時の体温と症状がないことの確認と記録管理 ・体調不良の場合は休む ➢ 自宅安静と適切なタイミングでの受診及びその状況報告と記録管理 ・密閉空間での集会、不特定多数の方との対面接触を控える ➢ 海外渡航の自粛 ・勤務シフトの見える化（勤務者確認） 等

第4 旅行者に感染が疑われる場合の対応

1 対応手順（通報から施設消毒まで）

① 帰国者・接触者相談センターへの相談

- ・旅行者（宿泊施設：宿泊者、入館者／観光施設：来場者）から体調不良の申出があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合には、詳しい症状を確認して、施設責任者と情報共有してください。なお、旅行者のマスク着用（あるいは、タオルやハンカチで口、鼻を覆うなど）と手指消毒を確認するとともに、従業員も同様にマスクを着用し、感染拡大の予防に努めてください。
- ・その後、症状のある当該旅行者には、速やかに「帰国者・接触者相談センター」（P24）へ連絡するように伝えてください。（本人相談が原則）
- ・相談の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、医療機関（帰国者・接触者外来）が紹介されますので、保健所等の指示に従って受診手続きを行ってください。
- ・検査結果が出るまでの間、症状により医療機関での待機（入院含む）や宿泊先での待機が必要となる場合がありますので、保健所等の指示に従ってください。



② 宿泊先での待機

- ・宿泊先での待機となった場合、感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大予防の必要性を十分説明し、施設内（レストラン、浴場など）の利用を禁止していただき、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼してください。
- ・感染が疑われる宿泊者は不安を感じられていますので、電話での声がけなどに配慮しましょう。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼してください。

- ・感染が疑われる宿泊者及び同室していた方には、原則、室内待機していただき、止むを得ず室外に出るときは、マスクの着用（あるいは、タオルやハンカチで口、鼻を覆うなど）と手指衛生を求めてください。

③ 従業員の接客対応

- ・感染が疑われる宿泊者への接触は、できる限り内線電話を使用して交信するなど、失礼にならない程度に、できるだけ直接接触しない対応をご検討ください。
- ・感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスクを着用し、接触後は手指衛生を確実に行ってください。
- ・対応する従業員は、あらかじめ指名しておくなど、その数は極力限定し、対応してください。
- ・使用後のマスクは、再利用せず必ず廃棄してください。廃棄箱にはビニールをかけておき、処分の際はビニールごと封をして捨ててください。

④ 保健所への協力

- ・保健所から依頼があった場合には、接触した可能性のある他の宿泊者や従業員の体調など、情報提供にご協力をお願いします。

⑤ 施設の消毒

- ・マスク及び使い捨て手袋を着用し消毒を行ってください。
- ・感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン・食堂、エレベーター、廊下等）のうち、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に実施してください。
- ・専門事業者に「消毒」を依頼することも可能です。この場合、あらかじめ取扱事業者を確認してください。
- ・消毒方法は、第3（前述）のP6のほか、以下を参考にしてください。

➤ 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」

（平成30年12月27日付け健感発第1227第1号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

➤ 「新型コロナウイルス感染症に関するQ & A」

（厚生労働省ホームページ）

2 検査後、陽性反応が確認された場合の対応

① 相談者への連絡と医療機関への移動

- ・陽性が確定した場合、基本的には主治医から相談者（本人）に連絡が入ります。
- ・その後は保健所の指示に従い、医療機関へ移動します。医療機関への移動手段については、保健所の指示に従ってください。

② 接触した他の宿泊者の確認

- ・保健所の指示に従い、感染された当該旅行者に接触した他の宿泊者を特定し、保健所の指示に従ってください。
- ・濃厚接触者の場合は、感染の有無を判断するPCR検査の対象となりますので、保健所の指示に従ってください。

③ 接触した従業員の健康確認

- ・同様に、保健所の指示に従い、感染された当該旅行者に接触した従業員を特定するとともに、2週間の健康観察（体温・その他症状の有無の確認など。様式P34 参照）や行動記録の確認（様式P35 参照）を行ってください。
- ・濃厚接触者の場合は、感染の有無を判断するPCR検査の対象となりますので、保健所の指示に従ってください。少なくともPCR検査結果が判明するまでは出勤しないよう、対応をお願いします。

■ 濃厚接触者

- ・患者に発症日の2日前以降接触した方のうち、同居又は長時間の接触があった方
- ・対面で会話することが可能な距離（お互いに手を伸ばせば届く、およそ1メートル以内）で必要な感染予防対策（マスク着用）がなく、かつ15分以上の接触があった方

※詳細については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」をご確認ください。

④ 施設の消毒

- ・「1 対応手順（通報から施設消毒まで）」（前述）の場合と同様です。（P16 参照）

⑤ 他の旅行者への説明

- ・感染された当該旅行者への対応により、他の旅行者にも影響を及ぼす場合があるため、他の旅行者に対して、施設として適切に対応している旨を伝えます。
- ・なお、旅行者への説明は、県・政令市の発表内容を確認した上で、保健所等の指導のもと行ってください。

⑥ 旅行会社への説明（ツアーの場合）

- ・今後のツアーに影響を及ぼす場合があるため、旅行会社への説明も必要と考えられます。

⑦ 報道対応

- ・基本的に、県・政令市が発生状況について記者発表します。
- ・陽性が確認された方が発生した場合、報道機関から取材がある可能性が考えられます。
- ・個人情報の保護に配慮し、県・政令市の記者発表の内容を踏まえ、対応することになります。
- ・あらかじめ、対応方針（対応窓口や対応責任者など）を決めておき、一元的に対応することが望ましいです。
- ・なお、感染者は被害者であり、感染された旅行者や従業員を差別しないように配慮してください。

第5 従業員やその家族に感染が疑われる場合

1 対応手順（通報から施設消毒まで）

① 帰国者・接触者相談センターへの相談

- ・次のような場合には、第4（前述）の場合と同様に、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示に従ってください。
 - 従業員から、本人または家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合
 - 感染が疑われる旅行者に接触した可能性があり、発熱など体調不良の申し出があった場合

② 自宅待機

- ・帰国者・接触者相談センターの指示があるまでは、自宅待機させます。
- ・ご家族に症状がある場合も同様に、指示があるまで従業員を自宅待機させることが、感染拡大の防止につながります。

③ 施設の消毒

- ・第4（前述）の場合と同様です。（P16 参照）

2 接触者の確認等

① 当該従業員と接触した従業員の健康確認

- ・当該従業員に接触した従業員を特定するとともに、健康状態を確認してください。
- ・症状がある場合は、旅行者の場合と同様に、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示に従ってください。

② 他の旅行者への説明

- ・ 第4（前述）の場合と同様です。（P18 参照）

③ 旅行会社への説明（ツアーの場合）

- ・ 第4（前述）の場合と同様です。（P18 参照）

④ 報道対応

- ・ 第4（前述）の場合と同様です。（P18 参照）

■ 再開に向けた考え方

休館など営業活動を自粛した場合には、次の事項に留意し再開を検討してください。

- （1）施設ごとに徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- （2）県外からの旅行者が多く訪れる施設などは、人数制限を行うなどの対策を検討する。
- （3）感染が生じた施設については、速やかに休館など営業活動を自粛し、消毒等の措置を講じる。

第6 風評被害の防止

1 感染症による風評被害の概要

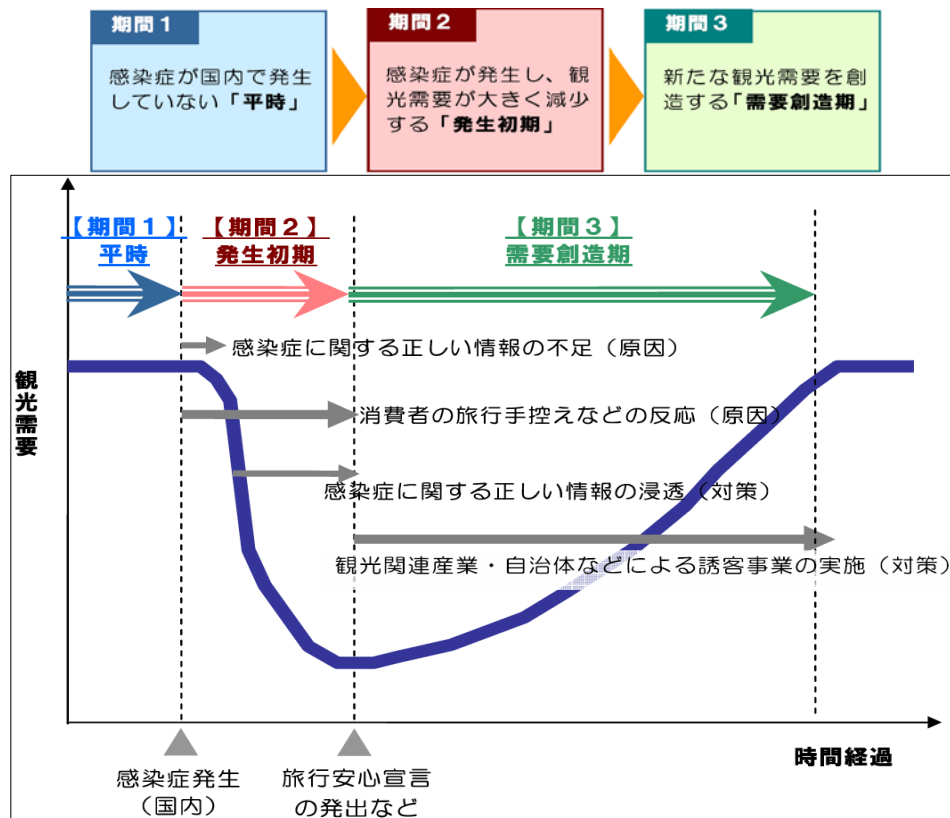
○ 定義

- ある地域で感染症が流行し、情報に接した多くの消費者がその地域を旅行することが著しく危険であるかのように誤認して旅行を手控え、観光関連産業が有形（経済的損失）、無形（ブランドイメージの低下）の損失を被ること
- 感染症が発生・流行している地域の周辺地域が、実際には感染が流行していないにもかかわらず、流行地域と同一視されることにより、周辺地域への旅行者が減少して観光関連産業が損失を被ること

○ 旅行を必要以上に手控える主な原因

- 感染症に関する正しい情報の不足
- 感染症の危険性に関する情報に対する消費者の過剰反応
- 消費者の地理的な誤認識

○ 風評被害の過程



【図3 風評被害の過程】

出典：「観光関連産業における感染症風評被害対策マニュアル」＜国土交通省 観光庁（2009年12月）＞

○ 各期間における風評被害の対策

対策のねらい

■ 「平時」における対策

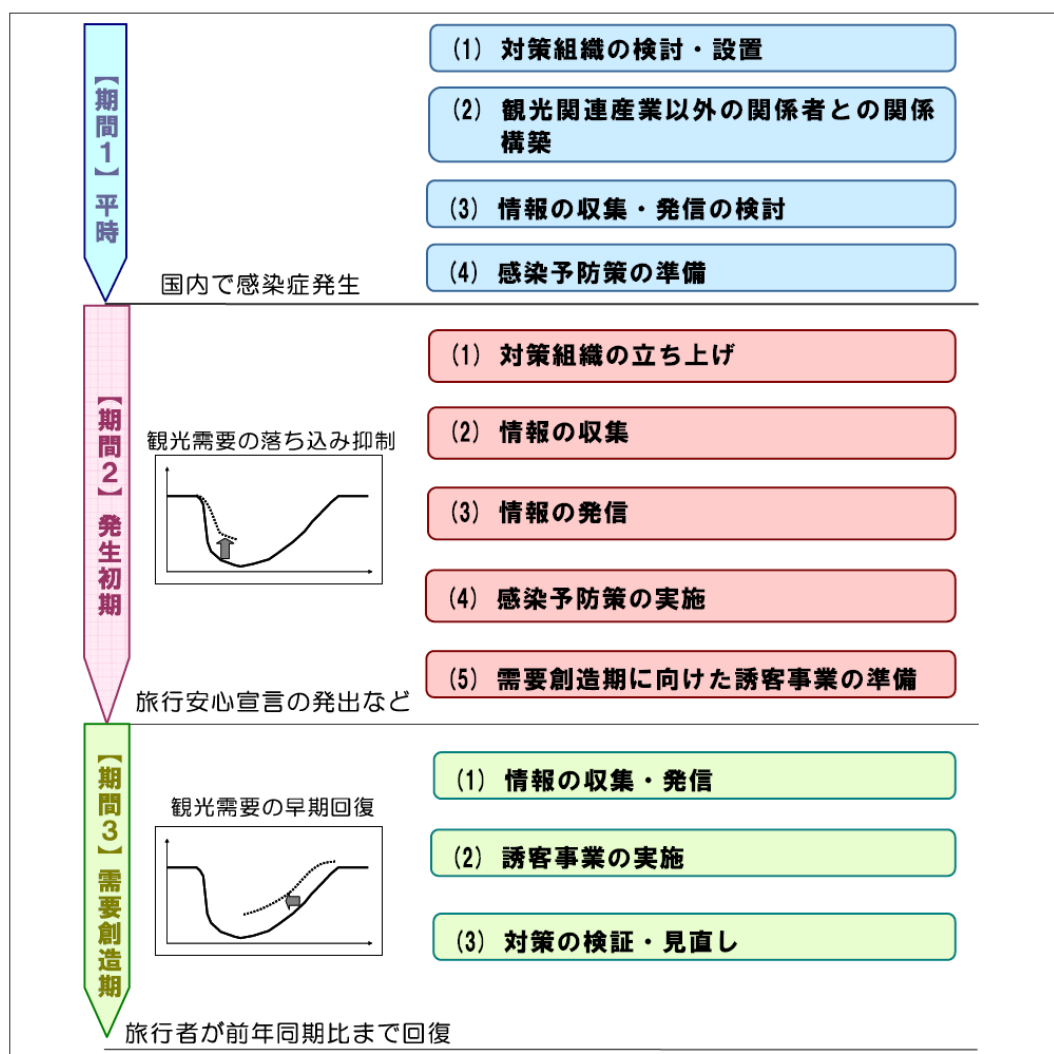
- ・ 対策組織や情報の収集・発信体制を整備しておく
- ・ 観光関連産業以外の関係者とも関係を構築しておく
- ・ 感染症の国内発生に備える

■ 「発生初期」における対策

- ・ 感染症による従業員や旅行者の健康被害を最小限に抑える
- ・ 風評による需要の落ち込みをできるだけ抑える
- ・ 需要創造期に向けた準備を整える

■ 「需要創造期」における対策

- ・ 風評により落ち込んだ需要の回復スピードを速める
- ・ 風評被害発生前に比べ、新たな旅行需要を創造する



【図4 各期間における風評被害の対策】

出典：「観光関連産業における感染症風評被害対策マニュアル」＜国土交通省 観光庁（2009年12月）＞

2 迅速な初動対応の実施

「発生初期」における対策において、迅速な初動対応の実施は、感染拡大や風評被害の防止、さらにはお客様の安心に繋がりますので、十分に留意しましょう。

- ・医療機関（帰国者・接触者外来）で新型コロナウイルスの感染が確認された場合や、感染者が宿泊施設を利用したことが判明した場合、迅速な対応が求められます。
- ・迅速な対応は、感染拡大や風評被害の防止、さらにはお客様の安心に繋がります。不適切な情報の隠蔽は、結果的に今後の営業に悪影響を及ぼす場合がありますので、十分に留意が必要です。
- ・特に、従業員が感染した場合には、営業自粛の検討や、予約されている旅行者等への連絡など、様々な対応が想定されますので、あらかじめ役割分担を決めておくなど、体制づくりに留意しましょう。

（役割分担の例）

区分	内容
施設責任者	・報道対応（施設名の公表可否等の検討を含む） ・施設内での感染拡大防止対策の指示 ・営業自粛等の決定
総務管理	・関係機関との連絡調整 ・従業員の健康チェック、従業員とその家族に対するケア ・行政や金融機関の経営支援制度などの確認
フロント受付	・予約者を含めた旅行者への対応 （事案や対応状況の説明、健康状態の確認等） ・お問い合わせへの対応

3 報道機関や周辺地域等への説明

区分	内容
報道機関	・P18で説明したとおり、基本的に、県・政令市が発生状況について記者発表しますので、個人情報の保護に配慮し、県・政令市の記者発表の内容を踏まえ、対応することになります。 ・あらかじめ、対応方針（対応窓口や対応責任者など）を決めておき、一元的に対応することが望ましいです。
関係機関 及び 周辺地域	・地域への影響も想定し、観光協会や旅館組合などへの連絡も必要と考えられます。 ・今後のツアーに影響を及ぼす場合があるため、旅行会社への説明も必要と考えられます。 ・地域理解を得るため、地域住民への説明も必要と考えられます。 ・自施設での感染防止対策の取組をホームページ等に掲載する。

第7 参考資料

1 新型コロナウイルス感染症に関する主な相談窓口

(1) 帰国者・接触者相談センター <24 時間受付対応>

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 （※）高齢者、妊婦、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

【帰国者・接触者相談センター】

お住いの市町	平日 8 : 30～17 : 15	左記以外の時間 (土日祝も含む)
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、御殿場市、小山町、富士市、富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町	☎ 050-5371-0561 ☎ 050-5371-0562	☎ 050-5371-0561
静岡市	9 : 00～20 : 00 (毎日) ☎ 0570-08-0567	左記以外の時間 (毎日) ☎ 054-249-2221
浜松市	☎ 0120-368-567	

※ 聴覚に障害のある方や電話での相談が難しい方は、FAX 054-281-7702 を御利用ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症一般に関する相談窓口

○ 感染症の予防などに関する相談

相談窓口	静岡県健康福祉部 医療局 疾病対策課
電話相談	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ☎ 054-221-8560 ☎ 054-221-3296

(3) 新型コロナウイルスに関する中小企業等相談窓口

○ 資金繰りに関する相談

相談窓口	静岡県経済産業部 商工業局 商工金融課
電話相談	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ☎ 054-221-2525

○ 経営に関する相談

相談窓口	静岡県経済産業部 商工業局 経営支援課
電話相談	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ☎ 054-221-2806

○ 雇用に関する相談

相談窓口	静岡県経済産業部 就業支援局 労働雇用政策課
電話相談	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ☎ 054-221-2825

(4) 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に関する相談窓口

相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 相談コールセンター
電話相談	9 : 00 ~ 17 : 00 ☎ 090-9023-8443 ☎ 090-9023-8488 ☎ 090-9023-8577 ☎ 090-9023-8796 ☎ 090-9023-8813 ☎ 090-9023-8864 ☎ 050-5371-1191 ☎ 050-5371-1192 ※「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金ポータルサイト」も ご活用ください。＜静岡県ホームページ 総合サイト (P26) 参照＞

(5) 本指針に関するお問い合わせ

相談窓口	静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課
電話相談	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ☎ 054-221-3617

(6) 関連サイト等

- 静岡県ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する総合サイト）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>



- 静岡県ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する支援関連サイト）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/cv010/cv-info.html>



- 静岡県 L I N E

@shizuokapref



- 厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する総合サイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



- 厚生労働省ホームページ（SNS心の相談）

<https://lifelinksns.net/>



- 静岡県インバウンド多言語コールセンター

旅行者が外国人の方の場合に、適宜、ご活用ください。

静岡県インバウンド多言語コールセンターの利用方法

利用には、事前登録が必要

事前登録

利用申込書に必要事項を記載の上、メール・FAX・郵送のいずれかで送付

申込書ダウンロード先

<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-220/callcenter/2019.html>

申込先

静岡県インバウンド多言語コールセンター運営事務局（株式会社ブリックス）

TEL 03-5366-6018 / FAX 03-5366-6002

E-mail shizuoka-kanko@bricks-corp.com

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17 FORECAST新宿SOUTH 4F

申込確認後、3営業日を目途に、

コールセンターの問合せ番号が記載されたマニュアルが送付されてきます。

「御利用上の注意事項」

通訳サービス：24時間365日・利用回数制限なし

翻訳サービス：1回200文字（日韓中以外は100ワード）まで・月10回・72時間以内に翻訳

ただし、文字数カウント（月の上限2,000文字（1,000ワード）以内であれば、

まとめて翻訳依頼することも可能）

This is a pen.⇒4ワードこれはペンです。⇒7文字

2 チェックリスト

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト<厚生労働省>

安全衛生委員会／衛生委員会資料 令和2年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 咳エチケットの徹底について	
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 手洗い等の徹底について	
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(4) その他の対策について	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
2	クラスターの発生防止のための対策	
	(1) 基本的な対策	
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
	・職場の建物が機械換気(空調設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等なるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

(2) 県有施設における感染防止対策（チェックリスト）＜静岡県＞

○ 県有施設向けですが、必要に応じて、感染防止対策の参考としてください。

項 目		チェック内容
現状のリスク評価	接触感染のリスク評価	☐ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定 ☐ 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意
	飛沫感染のリスク評価	☐ 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価
基本的な留意点		☐ 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安。床に立ち位置を明示するなど密にならない工夫） ☐ 感染防止のための入館者の整理（密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入館制限を含む） ☐ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置 ☐ マスクの着用（職員及び入館者に対する周知） ☐ 施設の換気（窓開け、換気扇、扇風機等） ☐ 施設の消毒
入館制限		☐ 入館制限を行う場合には、待機や行列の場所を確保（床に待ち位置を明示するなど、間隔を空けて密にならない工夫。館外の場合には、熱中症対策など特段の配慮） ☐ 施設の面積・構造等に応じた、具体的な入館制限の基準の設定 ☐ 入館制限について県民の理解が得られるよう丁寧な説明（ホームページ等での周知、当日の呼び掛けなど） ☐ 事前予約制の導入など、入館者の分散化による入館制限の回避
(症状のある人の入館制限)		☐ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないよう呼び掛け。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入館を制限 ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入館者等の名簿を適正に管理
共用物品・設備の消毒等		☐ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする ☐ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施 ☐ キャッシュレス決済の導入の推進

受付窓口等	☐ 受付窓口など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
トイレ	☐ 便器内は、通常の清掃 ☐ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施 ☐ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ☐ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備 ☐ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止
休憩スペース	☐ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする ☐ 休憩スペースは、常時換気することに努める ☐ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒 ☐ 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを実施
ゴミの廃棄	☐ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ☐ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用 ☐ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い
清掃・消毒	☐ 市販の界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃 ☐ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒 ☐ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃
個々の職員の対応	☐ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯 ☐ 手洗いや手指消毒の徹底 ☐ マスク着用を励行

○ 県有施設（屋内スポーツ施設等）における感染防止対策（チェックリスト）

項 目		チ ャ ッ ク 内 容
現状のリスク評価	接触感染のリスク評価	☐ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定 ☐ 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスィッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意
	飛沫感染のリスク評価	☐ 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価
基本的な留意点		☐ 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安。床に立ち位置を明示するなど密にならない工夫） ☐ 感染防止のための入館者の整理（密にならないように対応。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入館制限を含む） ☐ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置 ☐ マスクの着用（職員及び入館者に対する周知） <u>ただし、運動中はマスク着用による酸欠や熱中症を防ぐため、運動強度を落とし、適宜呼吸を整えて、活動すること</u> ☐ 施設の換気（窓開け、換気扇、扇風機等） ☐ 施設の消毒 ☐ 1人当たりの利用時間に制限を設けるなど、通常時より短時間での利用とする。 ☐ 利用者の事前の健康チェック実施の依頼（発熱、風症状の有無等） ☐ 施設内での集団での懇談や飲食は控えさせる
入館制限		☐ 入館制限を行う場合には、待機や行列の場所を確保（床に待ち位置を明示するなど、間隔を空けて密にならない工夫。館外の場合には、熱中症対策など特段の配慮） ☐ 施設の面積・構造等に応じた、具体的な入館制限の基準の設定 ☐ 入館制限について県民の理解が得られるよう丁寧な説明（ホームページ等での周知、当日の呼び掛けなど） ☐ 事前予約制の導入など、入館者の分散化による入館制限の回避
(症状のある人の入館制限)		☐ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないように呼び掛け。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入館を制限 ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入館者等の名簿を適正に管理
共用物品・設備の消毒等		☐ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする ☐ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施 ☐ キャッシュレス決済の導入の推進

受付窓口等	☐ 受付窓口など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
トイレ	☐ 便器内は、通常の清掃 ☐ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施 ☐ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ☐ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備 ☐ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止
休憩スペース	☐ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする ☐ 休憩スペースは、常時換気することに努める ☐ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒 ☐ 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを実施
ゴミの廃棄	☐ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ☐ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用 ☐ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い
清掃・消毒	☐ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃 ☐ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒 ☐ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃
個々の職員の対応	☐ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯 ☐ 手洗いや手指消毒の徹底 ☐ マスク着用を励行
<u>プール</u>	☐ <u>プール内の換気を十分行うこと(窓の開放、換気扇等の設置等)</u> ☐ <u>プール内が密集しないよう適切な人数での利用</u> ☐ <u>集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない</u> ☐ <u>監視員等による利用者の体調の確認を行うこと</u> ☐ <u>大会等の主催者には参加者の健康状況のチェックを実施してもらうこと</u>
<u>体育館</u>	☐ <u>すべての競技において接触を伴う行為を制限する</u> ☐ <u>館内の換気を十分行うこと(窓の開放、換気扇等の設置等)</u> ☐ <u>館内が密集しないよう適切な人数での利用</u> ☐ <u>集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない</u> ☐ <u>大会等の主催者には参加者の健康状況チェックを実施してもらうこと</u> ☐ <u>利用者による扉等の接触部位の消毒</u> ☐ <u>施設管理者による館内の定期的な消毒</u>

<u>トレーニングルーム</u>	☐ <u>ルーム内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等）</u> ☐ <u>部屋が密集しないよう利用人数の制限</u> ☐ <u>利用者同士の間隔（2 m）をあけること</u> ☐ <u>利用者による運動器具の接触部位の消毒</u> ☐ <u>施設管理者による室内の定期的な消毒</u>
<u>スタジオ等の小運動スペース</u>	☐ <u>スタジオ内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等）</u> ☐ <u>部屋が密集しないよう利用人数の制限とその明示</u> ☐ <u>利用者同士の間隔（2 m）をあけること</u> ☐ <u>集団でのレッスン等については、当面の間、原則実施しない</u> ☐ <u>利用者による扉等の接触部位の消毒</u> ☐ <u>施設管理者による室内の定期的な消毒</u>
<u>ロッカールーム</u>	☐ <u>ルーム内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等）</u> ☐ <u>部屋が密集しないよう利用人数の制限とその明示</u> ☐ <u>利用者同士が接触しないようロッカーの間隔をあけること</u> ☐ <u>利用者による扉等の接触部位の消毒</u> ☐ <u>施設管理者による室内の定期的な消毒</u> ☐ <u>室外での待機間隔（2 m）の明示</u>
<u>シャワールーム</u>	☐ <u>ルーム内の換気を十分行うこと（窓の開放、換気扇等の設置等）</u> ☐ <u>部屋が密集しないよう利用人数の制限とその明示</u> ☐ <u>利用者同士の間隔（2 m）をあけること</u> ☐ <u>室外での待機間隔（2 m）の明示</u>

(3) 健康観察票＜静岡県＞

健康観察票(参考様式)

氏名：		症状出現日時： 年 月 日 時 頃													
		観察開始日	開始後1日目	開始後2日目	開始後3日目	開始後4日目	開始後5日目	開始後6日目	開始後7日目	開始後8日目	開始後9日目	開始後10日目	開始11日目	開始後12日目	開始後13日目
日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温(朝)		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温(夕)		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器 症状	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	呼吸困難 (息苦しさ)	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	嘔気・嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他	結膜充血	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	全身倦怠感 (強いだるさ)	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他	意識障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	けいれん	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他														
備考															

(4) 行動記録票＜静岡県＞

新型コロナウイルス感染症行動記録表(参考様式)

氏名:

[illegible]

(5) 風評被害対策 事業者向けチェックリスト＜観光庁＞

期間	風評被害対策	対策の主なポイント	チェック
平時	(1) 対策組織の検討、設置	■ 対策組織の構成	☐
		■ 外部との連携	☐
		■ 関係者間で連携した合同対策組織	☐
		■ 組織の役割の明確化	☐
		● 感染症に関する情報収集 ● 収集した情報をもとにした状況把握 ● 被害状況や対応状況の外部・内部への発信 ● 誘客事業など必要な風評被害対策の検討・決定	☐ ☐ ☐ ☐
	(2) 観光関連産業以外の関係者との関係構築	■ 観光協会などとの関係構築	☐
		■ リピーターの増加	☐
	(3) 情報の収集・発信の検討	■ 情報の収集・発信体制の整備	☐
		■ 緊急連絡網の整備	☐
	(4) 感染予防策の準備	■ 感染症に関する平時からの情報収集 ● 感染症の発生に備えた情報収集先の事前整理 ● 適用可能な利益保険等について保険会社と相談	☐ ☐ ☐
■ 地域の感染症医療体制の確認		☐	
■ 従業員や旅行者への情報発信		☐	
発生初期		(1) 対策組織の立ち上げ	■ 対策組織の立ち上げ
	■ 他の対策組織との連携		☐
	(2) 情報の収集	■ 最新情報の収集	☐
		■ 業界団体などからの情報収集と対応策の検討	☐
		■ 従業員の健康状況の把握	☐
		■ 取引先や同業他社の動向の把握	☐
	(3) 情報の発信	■ 従業員への感染症に関する情報の周知	☐
		■ 自社の対応状況の業界団体への報告	☐
	(4) 感染予防策の実施	■ 必要な感染予防策の実施	☐
	(5) 需要創造期に向けた誘客事業の準備	■ 誘客事業への積極的な協力	☐
■ 独自の誘客事業の検討		☐	
需要創造期	(1) 情報の収集・発信	■ 情報収集の継続	☐
		■ 需要の回復動向や誘客事業の予定に関する従業員への情報発信	☐
	(2) 誘客事業の実施	■ 独自の誘客事業の実施	☐
		■ 新たなリピーターづくり	☐

出典：「観光関連産業における感染症風評被害対策マニュアル」＜国土交通省 観光庁（2009年12月）＞

3 業種別ガイドラインを策定した業種・団体一覧

＜出典：国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第14回）資料＞

	業種	団体名	担当省庁名
1	①劇場、観覧場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省
2		全国興行生活衛生同業組合連合会	厚生労働省
3		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省
4	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省
5	③体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省
6		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省
7		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省
8		公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省
9		公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省
10		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省
11		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁
12		全国麻雀業組合総連合会	警察庁
13		全日本遊技事業協同組合連合会	警察庁
14	④博物館、美術館、図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省
15		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省
16	⑤自動車教習所、学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省
17		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁
18		全国届出自動車教習所協会	警察庁
19	⑥インフラ運営	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省
20		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省
21		全国石油商業組合連合会	経済産業省
22		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省

23		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省
24		東日本高速道路株式会社	国土交通省
25		中日本高速道路株式会社	国土交通省
26		西日本高速道路株式会社	国土交通省
27		首都高速道路株式会社	国土交通省
28		阪神高速道路株式会社	国土交通省
29		本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省
30		一般財団法人 食品産業センター	農林水産省
31		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省
32		公益社団法人 大日本農会	農林水産省
33		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省
34		全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会	農林水産省
35	⑦飲食料品供給	全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省
36		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省
37		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省
38		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省
39		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省

40	⑧食堂、レストラン 喫茶店等	一般社団法人 日本フードサービス協会 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	農林水産省 厚生労働省
41	⑨生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会	経済産業省 農林水産省
42		大手家電流通協会	経済産業省
43		日本書店商業組合連合会	経済産業省
44		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省
45		全国商店街振興組合連合会	経済産業省
46	⑩生活必需サービス	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省
47		一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省
48		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省
49		全国質屋組合連合会	警察庁
50	⑪ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省
51	⑫冠婚葬祭	公益社団法人 日本プライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省

52	⑬メディア	日本放送協会	総務省
53		一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省
54		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省
55		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省
56		一般社団法人 衛星放送協会	総務省
57	⑭金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁
58		日本証券業協会	金融庁
59	⑮物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省
60		公益財団法人 日本バス協会	国土交通省
61		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省
62		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省
63		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省
64		日本内航海運組合総連合会	国土交通省
65		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省
66		一般社団法人 日本船主協会	国土交通省
67		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省
68		日本船舶代理店協会	国土交通省
69		外航船舶代理店業協会	国土交通省
70		定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省
71		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省
72		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省
73		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省
74		公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省
75		全国トラックターミナル協会	国土交通省

76	⑯製造業全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省
77		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省
78		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省
79	⑰オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省
80	⑱企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁
81	⑲行政サービス	日本公証人連合会	法務省

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

4 その他（関連リーフレット）

（１）静岡県内に帰省・来訪される皆様へ

静岡県内に



帰省・来訪される皆様へ

－新型コロナウイルス感染症を防ぐための静岡県からのお願い－

あなたの行動が、ご家族・知人・県民の命を守ります。

<帰省された方へ>

- ・ 自宅やホテルで **2 週間の健康観察と行動の記録**をお願いします。（別紙）
- ・ ご家族が感染しないよう、**食器やタオルの共有を控える**ようお願いします。
- ・ ドアノブなど、手で触れる箇所は、**こまめに消毒**するようお願いします。

<来訪された方へ>

- ・ **夜間の外出**、特に**接待を伴う店への訪問**をお控えくださるようお願いします。

正しい手の洗い方

手洗いの
際に

- ・ 爪は短く切っておきましょう
- ・ 時計や指輪は外しておきましょう

①

流水でよく手をぬがした後、石けんを付け、手のひらをよくこすります。

②

手の甲をのばすようにこすります。

③

指先・爪の側を念入りにこすります。

④

指の側を洗います。

⑤

親指と手のひらをねじり洗います。

⑥

手首も忘れずに洗います。

静岡県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」はこちらから ⇒



(2) 県民の皆様へ「新しい生活様式」の実践

県民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の対応～「新しい生活様式」の実践～

- ・本県では、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避を中心とし、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していきます。
- ・県民の皆様におかれましては、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動や、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛をお願いします。
- ・併せて、「新しい生活様式」の実践をお願いします。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をしているときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

【出典】新型コロナウイルス感染症専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会
全日本シティホテル連盟

2020年5月14日

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意
- ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

3 具体的な感染防止対策

（1）留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・ 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する
- ・ 感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応。）

- ・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

（２）各エリアごとの留意点

①入館時（ロビー等）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する

②送迎時

- ・送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置

③チェックイン

（チェックイン待ち）

- ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ
- ・客室でのチェックイン手続きに変更 等

（チェックイン手続き）

- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・モバイルによるプリチェックインの導入 等

（宿泊カードの記入）

- ・宿泊カードのオンライン化
- ・フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等

（館内・客室案内）

- ・従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入

（ルームキー、キーカードの受渡し）

- ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入
- ・返却されたルームキー・キーカードの消毒徹底 等

（団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応）

- ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

④エレベーター

（ボタンの操作）

- ・エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒

（他の宿泊客との同乗）

- ・重量センサーの調整（少ない人数でブザーが鳴る）
- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限 等

⑤客室

（部屋のドアの開閉）

- ・ドアノブの清拭消毒

（部屋の設備（※）への接触）

- ・客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って表面を清拭
※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

（部屋の備品（※）への接触）

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底 等
※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

（換気）

- ・空調機を外気導入に設定
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請 等

（家族等普段生活している人以外との相部屋）

- ・同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意
また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請

⑥大浴場

- ・入場人数の制限

（更衣室）

- ・ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- ・定期的なロッカーの清拭消毒
- ・浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請 等

（浴室内）

- ・備品等の清拭消毒
- ・浴室内の換気強化
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- ・浴室、浴槽内における会話を控えることを要請 等

（化粧台）

- ・ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請 等

（休憩室）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・使用後の備品（ソファ、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要請
- ・水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒 等

⑦食事関係

※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。

- ・なお、接待のある宴会や会食、カラオケは、都道府県の施設使用制限に従い、実施する場合は、十分な距離を取ることに留意

i) 宴会場

（宴会・会食）

- ・参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・従業員のマスク着用
- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- ・座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒徹底
- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・宴会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請

- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

ii）食事処

（食事）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品等を清拭消毒
- ・横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更）
- ・参加人数、滞在時間の制限
- ・会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

iii）部屋食

（調理場→パントリー→客室への料理の運搬）

- ・運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒

（客室内での料理の提供）

- ・横並び着席の推奨
- ・客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる
- ・できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする
- ・従業員のマスク着用
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）

更等）

- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更、従業員が取り分け

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

（客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む）

- ・客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上での配置

iv) ビュッフェ

- ・ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討
- ・ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底

（会場入り口での受付・案内）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす

（食事）

- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・使用したトレイを清拭消毒してから次の宿泊客に提供
- ・自席で食事中以外（宿泊客のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請

（従業員がビュッフェテーブルの料理を補充・入れ替え）

- ・料理提供担当者の手指消毒の徹底

（ドリンクサーバーでの飲み物提供）

- ・ボタンやピッチャーの持ち手の清拭消毒、スタッフが手袋を着用の上注ぐ

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳担当者は、手指消毒をしてから清潔な食器や料理の補充・提供
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

⑧チェックアウト

（チェックアウト時の待ち列）

- ・カード決済による非対面チェックアウト手続き

（ルームキーの返却）

- ・フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

（宿泊料金の支払い）

- ・フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き

⑨清掃等の作業

（従業員が客室の布団上げ）

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管

（客室清掃）

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

（浴場清掃）

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒
- ・浴槽水等の消毒の徹底

（館内清掃）

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- ・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒
- ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更

⑩トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意

⑪従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

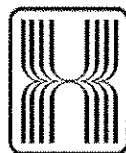
- ・使用する者はマスク着用
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

（3）宿泊客の感染疑いの際の対応

- 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする（同行者も同様）
- 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- 食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

ホテル業における新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン

初 版 2020. 5. 14



一般社団法人日本ホテル協会

ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
一般社団法人日本ホテル協会

本ガイドラインは、厚生労働省から発出された令和 2 年 2 月 5 日付の「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」の中で示された「留意事項」、4 月 2 3 日付の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル」、5 月 4 日に改正された政府の「新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針」及び同日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の中の「新しい生活様式の実践例」等を踏まえ、これまでホテル業界が取り組んできた新型コロナウイルス感染症の予防対策をわかりやすく整理のうえ取りまとめました。

新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、ホテル業を営む方に本ガイドラインを活用いただき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた積極的な取組みをいただきたいと思います。

なお、本ガイドラインは、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や最新の同ウイルスの予防に係る専門家の知見等を踏まえて、必要な見直しを行ってまいります。

1. 本ガイドラインのポイント

お客様がホテルに到着し、お帰りになるまでの間のお客様の動線や従業員の動線等を考慮し、接触感染と飛沫感染のリスクの洗い出しを行い、その上で、お客様と従業員の感染リスクを低減させるための、具体的な感染予防対策について示しています。

2. 感染防止に向けた具体的な取組み

ホテル内には、不特定多数のお客様が一定の時間滞在されることから、集団感染のリスクが高いと考えられている 3 つの密（密閉・密集・密接）を回避することが重要であるとともに、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路

である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、お客様と従業員の動線や接触場所などを洗い出し、そのリスクに対応した取組みが必要となります。

(1) 感染リスクの洗い出し

1) 接触感染リスク

- ①複数の者が手指などで高頻度に接触する物の表面に注意が必要です。
 - ・フロントカウンター、チェックインの際に使用する筆記用具（ペン他）、ロビー・レストランのテーブル・椅子、メニュー、トング・菜箸、パブリックスペースのトイレのドアノブ・トイレットペーパーホルダー、水栓レバー・蛇口、階段・エスカレーターの手すり、エレベーターのボタン、クロックカード、マイク他
- ②使用後の客室内の設備や備品など、手指などで接触する部位に注意が必要です。
 - ・ドアノブ、テレビや空調のリモコン、電話、椅子・テーブル、筆記用具（ペン他）、スイッチ、トイレの水栓レバー・ペーパーホルダー・便座・蛇口、バスタブ・シャワーの取手、ドライヤー、客室内に備え付けの館内案内他
- ③館内や客室から出たごみの取扱いには十分注意が必要です。
 - ・ごみ箱に廃棄されたティッシュ、使用済みのアメニティグッズなど
- ④お客様と従業員の間で、物品等を受け渡しする時やお預かりする際に注意が必要です。
 - ・ルームキー、クレジットカード、パスポート、紙幣・硬貨
 - ・スーツケースやバッグ（手で持つ部分）

2) 飛沫感染のリスク

- ①お客様同士或いはお客様と従業員との至近距離での会話
- ②ビュッフェスタイルの飲食の提供（従業員による料理の取り分け方式を除く。）
- ③パブリックスペースのトイレのハンドドライヤーの使用

(2) 具体的な取組み

1) 換気の徹底

館内（客室・レストラン・宴会場・ロビーなど）の換気については、空気調和設備等の基準に適合するよう維持管理に努め、外気に触れる窓やドアがある場合は定期的に空気の入れ替えを行い、こまめな換気に努めましょう。

2) 接触感染の予防

複数の者が手指などで接触する機会の多い物の表面の消毒（※1）や器具に接触する手指の消毒（※2）を行うことが有効です。ホテル側で消毒液を設置するなどして、お客様には、館内に入る際、或いは、各店舗や会場に入る際に、手洗いやアルコール消毒をしていただくよう使用を促しましょう。パブリックスペースの洗面所に、手・指を消毒するアルコール消毒液と、メッセージカード等を設置して利用を促しましょう。

また、従業員は、サービスを開始する前の手洗いのみならず、感染予防の観点から、常に手指の消毒に心がけましょう。館内の清掃・消毒を行う際は、マスク及び手袋を着用し、終了後は手洗い・うがいを徹底しましょう。

※1 次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）や消毒用エタノールが有効。
ただし、使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）、または、消毒用エタノール又は2-プロパノール（70%）による清拭（特にドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座）を毎日実施することを推奨する。共有トイレのウォシュレットは、ノズルを清潔に管理できない場合は使用しないことが望ましい。

※2 速乾性手指消毒薬（アルコール（70%））が有効

①ロビー・フロント周りの消毒

・フロントカウンター、チェックインの際に使用する筆記用具（ペン他）、ソファ・椅子（特にひじ掛け部分）、パブリックスペースのトイレのドアノブ・トイレットペーパーホルダー、水栓レバ

ー・便座、蛇口

・階段・エスカレーターの手すり、エレベーターのボタン他

②客室内の備品類等の消毒と取扱い

・ドアノブ、テレビや空調のリモコン、電話、椅子・テーブル、スイッチ、筆記用具（ペン他）、トイレの水栓レバー・ペーパーホルダー・蛇口、バスタブ・シャワーの取手、ドライヤー、客室内に備え付けの館内案内他

・ゴミ類の取扱い

ゴミは、ビニール袋に入れ、袋の口を閉じ密閉して処理

③レストラン内の備品等の消毒

・レストランのドアノブ、テーブル・椅子、メニューブック、テーブル上にセットされている備品や調味料入れ他

④宴会・会議場内の備品等の消毒

・宴会・会議場のドア、テーブル・椅子
・クローク（カウンター）、預かり札
・マイク他

上記③及び④で、ビュッフェ形式で飲食を提供する場合で、お客様が共同で使用する tong・箸やピッチャー等を用意している場合は、衛生管理を徹底し、頻繁に tong 等を交換し感染リスクを低減させることが求められます。接触感染を積極的に防止する観点から、ホテル側のサービススタッフが料理等を取り分けする方法や、お客様がお料理をお取りいただく際にお客様に「手袋」を一人ずつ用意し、着用いただくなどの工夫も考えられます。

3) 飛沫感染の予防

ホテルにおける各種サービスは、お客様と対面して行うことが基本ですが、新型コロナウイルスの飛沫感染を予防するためには、人と人との

一定の距離※3をとることと、マスクを着用することが重要です。また、お客様についても、社会的距離の確保やマスクの着用を励行いただく必要があります。

※3 厚生労働省から示された「新しい生活様式」の実践例
人と人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。

- ①ホテルに到着されるお客様や出発されるお客様の出迎えや見送りに
ついては、お客様との一定の距離をとることが必要です。
- ②チェックイン・チェックアウト時等で、行列ができる場合には、一定
の距離をとってお並びいただくよう誘導するか、受付順にカード等
をお渡しし、ロビーなどでお待ちいただくなどの工夫が必要です。
- ③お客様へのご案内などは、お客様との一定の距離を保って行うことが
必要です。チェックイン・チェックアウト時の受付など対面する場合
には、飛沫感染のリスクを下げるために、お客様との間に、透明な間
仕切り等を設置するなどの対応をとることも有効です。
- ④レストランの利用や宴会・会議場において、着席スタイルで飲食を提
供する場合は、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着
席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できる一定
の距離を保つよう工夫することが必要です。
- ⑤レストランや宴会・会議場において、buffetスタイルの飲食を提供
する場合は、入場前にお客様に手洗いと手指の消毒を徹底いただく
とともに、入場の際はマスクの着用をお願いすること、また、発熱、
咳、風邪の症状などで体調がすぐれない方の入場はお断りすること
を、前広に告知し、徹底することが重要です。
また、提供されている料理を保護するための措置（蓋でカバーする、
サービススタッフが取り分けて提供するなど）を併せて講じることが
有効です。

⑥エレベーターの利用に当たっては、エレベーター内が密集しないよう、お客様に注意を喚起するメッセージをエレベーター付近に掲示するなどの対応が必要です。エスカレーターについては、行列ができる場合には、距離をとってお並びいただくとともに、お乗りいただく際も間隔をあけていただくよう、お客様に協力をいただくことが必要です。

⑦喫煙室がある場合は、一定の時間に多くの方が利用されることが想定されますので、一度に入室できる定員を表示し、お客様に遵守いただくよう注意喚起しましょう。

4) 感染拡大予防に向けた宿泊客への対応

①「レジストレーションカード」への正確な記載と日本国内に住所を有しない外国人の場合は、その方の国籍と旅券番号を記載し、旅券の写しを保管しましょう。（旅館業法及び通達事項）

②「健康に関するセルフチェックシート」等をチェックイン時に記入いただく等、宿泊者の健康状態をできるだけ把握するよう努めましょう。（業務に負担のない範囲で適宜実施）

③チェックイン時或いは客室にご案内の際などに、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、滞在中、発熱など体調に異変が生じた場合は、直ちにホテルの係まで申し出ていただくよう、お伝えしましょう。また、客室内にも同様のメッセージを置くなどの対応を行いましょう。

④客室内に「手洗い」及び「うがい」を励行いただくよう、感染予防のためのメッセージを掲出しましょう。

⑤宿泊者から体温計の貸し出しを求められた際は、衛生管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力しましょう。

5) 従業員の感染予防対策

新型コロナウイルス感染症から従業員の健康と安全を守るために、マスク・アルコール消毒液・清掃用手袋・ゴーグルなど予防対策に必要な備品の確保・補充を行うことが重要です。また、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見や自社の感染予防対策について共有し、全社で感染予防対策を実施することが必要です。

なお、バックヤードや事務所等においても、ホテルの館内と同様の感染予防対策を講じることが必要です。

- ①個人でできる健康管理（手洗い・うがいの励行）を徹底すること。
- ②通勤時には、咳エチケットやマスクの着用、対人距離の保持等について、個人でできる感染防止策をとること。
- ③従業員の通用口にアルコール消毒液を設置し、手指の消毒を行ってから入館すること。
- ④就業前・就業中の手洗い・うがい・消毒を徹底すること。
- ⑤始業時における健康状態の確認を行うこと。（体温チェック・諸症状の申告）（就業時間中の再チェックがあればなお良い）
- ⑥感染リスクを低減するため、常に一定の対人距離を保持すること。
- ⑦体調のすぐれない従業員は、直ちに部門長など責任者に連絡をとり、その指示に従うこと。
- ⑧家族に感染者や感染が疑われる者がいる場合は、出勤を見合わせ、最寄の医療機関に連絡を入れ、その指示に従うこととし、会社には定期的に電話等により連絡をとること。

3. その他

一般社団法人日本ホテル協会では、本ガイドラインの他に、新型コロナウイルス感染症の国内発生及びその伝播の状況に鑑み、令和2年1月29日に、初版の「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」（暫定版）を作成いたしました。その後、政府から発出された各種通知を受けて、これまで、数次

の改正を行っております。

同マニュアルの中には、検疫の強化により 14 日間の待機要請を受けた者がホテルに宿泊する際の対応や、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が館内で発生した場合の対応などを取りまとめております。

以上

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

日本旅行業協会
全国旅行業協会

2020年5月14日

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、

「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の終息までの、旅行業における当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、事業者側の受け入れ体制等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討。
- ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（旅行会社店舗内の家具・備品類、接客カウンター・テーブル、パンフレットスタンド、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、レジ、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意。
- ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、旅行会社店舗内や旅行中に人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価。

3 具体的な感染防止対策

（1）留意すべき基本原則と各場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・ 従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- ・ 感染防止のための来店人数の調整（店頭での旅行販売・相談業務、旅行申し込み手続き時等に密にならないように対応。）
- ・ 旅行会社店舗入口及び店舗内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及びお客様に対する周知）
- ・ 店舗等の換気
- ・ 商業施設内の店舗については、各商業施設のガイドランに準じた対策の実施
- ・ 店舗内の定期的な消毒
- ・ お客様に旅行時の感染防止対策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を依頼する。

②各場面の共通事項

ア 旅行会社店舗内

- ・パンフレットスタンドや他人と共用する物品などの頻回に触れる機会を減らす工夫をする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで飛沫接触を防止する。
- ・お客様や従業員がいつでも使えるようにアルコール等を店舗内に設置。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

イ 旅行中

- ・お客様、旅行サービス提供事業者従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- ・旅行業者が手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。
- ・企画旅行においては、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。

4 従業員等向けの対策

(1) 健康管理

- ・従業員等に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とすること。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。
- ・添乗業務等、事業所を離れて業務を行う従業員・派遣社員等の健康管理に特に留意し、万一添乗中の従業員等が体調不良となった場合の対応を予め準備すること。
- ・発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認すること。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示すること。
- ・体調不良の場合の自宅待機が当該従業員の負担や経済的な損失につながることをないように、就業規則等の社内規程・運用において配慮すること。

(2) 通勤

- ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等、人との交わりを低減する取組については、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向けて、①オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進について積極的に活用すること。
- ・公共交通機関を利用する従業員等には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底すること。

(3) 勤務

- ・従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがいを徹底すること。また、手指消毒液を配置すること。
- ・従業員等が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行うこと。

- ・ 従業員等に対し、勤務中のマスク等の装着を促すこと。特に、複数名による打ち合わせなど近距離、接触が不可避な場合には、これを徹底すること。
- ・ 朝礼などは、小グループにて行う、伝達内容をモバイル端末等で伝えるなど、大人数が一度に集まらないようにすること。その他、ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制すること。
- ・ 店舗における旅行販売・相談等、お客様と近接して会話することが必要な業務についても、電話・オンライン販売への誘導、デジタルパンフレットによる事前案内、来店を要する旅行契約手続き等の簡素化等、お客様との直接接点機会を極力低減するよう業務の見直しを行うこと。
- ・ 法人等への営業活動についても、可能な限り通信手段を利用した非対面の営業を工夫し、商談時や移動時の感染リスクを低減すること。
- ・ 添乗やあっせん業務等、事業所外での業務を行うときは、お客様およびサービス提供事業者の従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを前提に、従業員の感染防止行動を徹底すること。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる機会を減らす工夫をすること。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

（４）休憩・休息

- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても２メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、３つの密を防ぐことを徹底すること。
- ・ 休憩室等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、２メートル以上の距離を確保するよう努めること。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにすること。
- ・ 休憩室等に設置されているテーブル、いす、自動販売機、給湯機等は、アルコール等による清拭消毒を頻繁に行うこと。

（５）設備・器具

- ・ 業務中に従業員等が触れる機器について、従業員等が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行うこと。
- ・ 洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話・コールセンターレシーバー、予約端末のキーボード・タッチペン、タブレット、タッチパネル、手すり、エレベーターのボタンなどの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行うこと。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いやうがいを徹底すること。
- ・ 建物全体や個別の業務スペースの換気に努めること。

（６）従業員等の意識向上

- ・ 従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす１０のポイント」や『新しい生活様式』の実践

- 例」を周知するなどの取組を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

5 お客様向けの対策

(1) 来店時

- ・ 感染防止のため、電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みなど非来店での旅行取引をお勧めする。
- ・ 来店での旅行相談、旅行申し込み等を希望されるお客様には、集中防止のため事前の来店予約を依頼する。
- ・ 入口および店舗内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・ 入店の際に手指の消毒を依頼する
- ・ 店舗内では、マスクの着用を依頼する。

(2) 相談・申し込みカウンター

①相談・申し込み待ち時

- ・ 事前の来店予約を促進し、店舗内での待ち時間を可能な限り短くする。
- ・ 間隔を空けた待ち位置の表示 等

②相談・申し込み中

- ・ カウンターにアクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどを設置し、旅行販売スタッフとお客様の間での飛沫感染を防止する。

③申込書等の記入時

- ・ 記入台、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等

④旅行代金の支払い、クーポン類の引き渡し

- ・ 旅行代金の支払いは、振込やカード決済等、非来店・キャッシュレスを促進する。
- ・ 後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、または郵送等により、非来店の促進を図る。

(3) 店舗内清掃

- ・ アルコール溶液や市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤溶液を用いて清掃する。
- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、カウンター、申し込み台、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く。
- ・ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(4) 店舗内トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ・ 常時換気をオンにしておくなど換気に留意

6 旅行業務取扱上における対策

(1) 単品（交通・宿泊など）（手配旅行）

- ・ 手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っている事業者であることを確認するよう、お客様に案内する。
- ・ 手配する交通機関・宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかをお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供などに配慮する。

(2) フリープラン、ダイナミックパッケージ（宿泊のみの募集型企画旅行を含む）（募集型企画旅行）

- ・ 募集型企画旅行において手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。

(3) 団体旅行（日帰りバスツアーを含む）

（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

①旅行の企画

- ・ 感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意
- ・ 旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認する。

②企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

- ・ 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。

③旅行実施判断（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部 第17、18条関係）

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施を中止する。
- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行を中止し出発地に引き返す。

④旅行実施に関する助言（手配旅行）

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。
- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。

⑤三密リスクを下げる旅程管理

ア 交通機関

- ・ 旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

イ 宿泊

- ・ 宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

ウ 観光

- ・ 観光地では、団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないよう、ガイドレシーバーを利用したガイディング等を行う
- ・ 観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

エ 食事

- ・ 食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。
- ・ その他の場所での食事においても、食事時の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、距離の確保に留意。
- ・ 食事施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることに留意（従業員からの料理説明を説明メモに変更するなど）
- ・ 人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にするなどして、食事時の感染リスクを低減する。

⑥添乗員が付かない場合は、旅行サービス提供事業者と協力して旅程管理を行う。

⑦お客様の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理

- ・ 出発前にお客様の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈しているお客様には、旅行参加を遠慮していただく。
- ・ 旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団し、他のお客様への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。
- ・ 体調不良となり離団したお客様が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるよう準備する。
- ・ 旅行中、要所要所での手洗い・うがいができるよう、適切な休憩場所等を選択する。
- ・ 旅行中、お客様にはマスクの着用を要請する 等

●イベント・コンベンション

- ・ イベント・コンベンション業界の安全対策に準じること。

令和2年5月18日

県民の皆様へ

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
静岡県知事 川勝 平太

新型コロナウイルス感染症対策としての
「6段階警戒レベル別の行動制限」の実践への御協力をお願い

静岡県においては、県民の皆様の御努力により、感染のまん延が抑えられ、現在、感染のまん延が限定的（感染限定期）になっていることに感謝申し上げます。

感染症対策は、県民の皆様に、県の要請する行動制限に納得いただき、感染症対策としての行動制限を、県民一人ひとりに実行していただくことが対策の要と考えております。

行動制限の決め方を明確にするため、県は、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限を決定・公表するシステム」（ふじのくにシステム）を導入しました。

「6段階の警戒レベルとレベル別の行動制限」は、別紙-1に示すとおりです。現在は、「警戒レベル3」です。現在の行動制限の内容は、別紙-2のとおりです。警戒レベルを2, 1と下げていけるよう、県民の全員参加で取り組んでいただきますよう御協力、御尽力をお願いいたします。

なお、このレベルの上げ下げについては、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の意見をお聞きし、決定していきます。

新型コロナウイルス感染症対策としての 「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限の御協力をお願い」について

2020年5月18日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 警戒レベルとレベル別の行動制限の決定方法

静岡県においては、県民の皆様の御努力により、感染のまん延が抑えられ、現在、感染が限定的な状態となっていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス対策は、県民の皆様全員参加で一人ひとりの行動を変えていただくことが極めて重要です。

静岡県がお願いする行動制限は、日常生活や経済活動（社会経済活動）に負担をかけますが、行動制限は感染拡大防止に確実に効果があります。一方、行動制限を緩和したことにより感染が拡大した場合は、医療提供体制に負担を与え、また、社会経済活動への影響も大きくなります。

したがって、これまでのように、県民の皆様に行動制限に御協力いただくことが極めて重要です。

行動制限の内容は、その時々の中県の感染状況とともに、中県・中外の感染状況によって変える必要があります。このため、静岡県は、「現在が、どの程度の『警戒レベル』にあるか、そのレベルにおいては、どういう『行動制限が必要か』」について、明確な判断基準に基づいて判断・決定するシステムをつくりました。

静岡県は、この警戒レベル毎の行動制限に御協力いただきたく、お願い申し上げます。今後は、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限の決定システム」である「ふじのくにシステム」を用いて、「警戒レベル」と、そのレベルでの「行動制限」を発表してまいります。

2 「警戒レベルと行動制限」の発表日

毎週金曜日（必要なときは即日）に発表します。

3 5月15日（金）現在の警戒レベル：

「警戒レベル3（中県注意、中県警戒）」

このときの行動制限は、別紙－3のとおりです。

4 お願い

1で述べましたように、皆様一人ひとりの行動が、感染拡大防止対策の要となります。それによって、警戒レベルをレベル2、レベル1と段階的に下げていき、出口に近づいていくことになります。

しかし、もし、中県でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の傾向が見られる場合は、レベルを上げることになります。ぜひとも、油断することなく、過剰におそれることなく、警戒レベルに応じた適切な行動をお願いいたします。

参考（いくつかの疑問にお答えします）

（１）「県境を跨ぐ移動」について、なぜ、都道府県を５つの７地域に分けて、行動制限の内容を変えるのでしょうか？

自分が感染していることを知らない人（見えない感染者）に、「いかに接近しないか」、「接近しても、うつらないように気をつけるか」が大事です。「見えない感染者」が市中にどのくらいの確率でいるかということが重要です。その確率は、地域により異なります。（別の言い方をすると、見えない感染者へ出会う確率）によって、行動制限を変えることが必要です。

イ、静岡県は、確率が相対的に低い。

静岡県では、現在まで、累計の感染者数、人口１人当たりの累計感染者数がともに少なく、感染した人も県外の方との接触がもとになっている場合が多い。また、感染の疑いがあつてＰＣＲ検査をした人の陽性率も低い水準にあります。（静岡県では、疑いのある人には、本人が拒否しない限り、全員にＰＣＲ検査を実施しています。最近２週間（５月２日～１６日）の陽性率は１,２０６人に対し、０％）

疑いのある人でも０％なので、疑いのない人の陽性率も０に近いと想定されます。（注）ただし、あくまで１,２０６人に対してであり、検査の精度もあり、真の陽性率は分かりません。

ロ、都道府県によっては、感染の疑いがあつてもＰＣＲ検査を受けられなかった人がいる地域や、感染者総数が多い地域がある。

このような地域では、見えない感染者が市中にいる可能性が、静岡県より高いと言えます。

このように、見えない感染者が市中にいる確率は、地域によって異なりますので、確率が高い地域の人との接触は避けるなど、各地域の状況を踏まえた行動をとることが重要です。

（２）警戒レベルを下げて行動制限を緩めると、第２波が心配です。

第２波を完全には防げませんので、低い水準に押さえ込むことが重要です。

第２波にはいろいろな形があると思います。感染の波は、地域によって大きさも発生原因も異なります。したがって、「第２波」は「静岡の第２波」を考えることが必要です。

静岡県では、２月２８日に最初の陽性者が出て、４月上旬をピークにし、その後は、新規感染判明者数は減り、５月２日以降はゼロとなっています。

このことから、静岡県では第1波については、感染の大きなまん延を防ぐことができ、現在は、感染は限定的になったと言えます。

これから静岡で懸念される第2波は、「県内の感染者の発生はとりあえず抑えられたが、行動制限を緩和したことによって感染防止努力、行動変容が変化し、感染機会が増え、また感染拡大の新たな波が発生する」というものです。

静岡にいる「見えない感染者」がいる確率は、相当低いと思われますので、第2波は、県内在住者からの起因ではなく、県外を起因にするものにより発生する可能性が高いと思われます。

よって、県内・県外の感染状況を常に注視しながら^(注)、県内は「新しい生活様式」など感染に注意した行動を取り、県外との関係に気をつければ、静岡で第2波、第3波が発生したとしても、小さな波に抑えることは可能と思います。もう少し先を考えると、海外からの来訪も緩和されます。海外からのウイルスの再度の持ち込みによる波にも気をつける必要があります。

次の波を低く抑え込むためには、油断しないことが大事です。

(注) 新規感染者数、PCR検査の陽性率、クラスターの発生の有無、感染経路不明者の人数と割合などの指標を監視・評価する。

「6段階警戒 レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策)

(別紙-1)

レベル	警戒レベル			基本的行動内容				
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境・国境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価
6	【都市封鎖級】		国外は警戒以上	感染まん延期	外出禁止を要請	感染移行期以上	禁止を要請	多数又は複数の国・地域において感染が広がっている
5	【特別警戒】				厳しい休業要請。外出自粛		原則不可	
4	【警戒】	【警戒】		感染移行期	休業要請。不要不急の外出は控える （やむを得ず外出の場合は3密の回避など「新しい生活様式」を徹底）	（感染状況が 厳しい地域の 状況等を評価）	県内者の県外移動は回避（注1） 県外者へは自粛の徹底を要請	
3	【注意】	【警戒】		感染限定期	3密を回避を含む「新しい生活様式」の徹底		県内者の県外への移動は対象地域に応じ判断（注2） 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請（注3）	
		【注意】				県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請（注3）		
2	【ほぼ日常】	【注意】		感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策（注4）の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮	感染限定期	県内者は県外への移動をできる限り回避 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請（注3）	
1 1-1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】	3密をできる限り回避。基本的な感染対策の励行。感染弱者へ配慮		感染休止期	県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意		
1 0-1	【日常】	【日常】 （出入国制限あり）	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	一部地域においては感染が終息していない
		【日常】			【日常】		【日常】	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し

(注1) 県境を跨ぐ移動については、対象地域を分類せず、国内全域を一律「回避」とする。

(注2) 対象地域の感染状況に応じ、行動を選択する。感染移行期以上にある地域への移動は「回避」とする。(警戒レベル毎に県が更新・発表)

(注3) 一部近隣県とは「累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県」。この県との県境を跨ぐ往来は新しい生活様式の徹底のもと可とする。

(注4) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど

県境を跨ぐ人の移動の制限の内容(警戒レベル3「県内注意」「県外警戒」のとき)

2020年5月18日現在

～静岡県独自のもの～

変化があり次第、時点更新します。

(注意:この評価は、あくまで静岡県独自のものである。県外に行く場合は、到着地や経由地が、県外者にどういう行動制限をしているかを確認してください)

地 到着 出発地 (a～e) (①～⑤)	a) 静岡県	b) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県	c) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県	d) 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県 等	e) 特定警戒都道府県
① 静岡県	①静岡県民がa)、b)、c)、d)、e)に行く場合				
	新しい生活様式の徹底	新しい生活様式の徹底 (控え目に)	できる限り回避	回避	回避を徹底
② 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県	②から静岡県へ来る方へ 自粛を要請しない (静岡県内では新しい生活様式の徹底をお願いします)	②は山梨県	—	—	—
③ 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県	③から静岡県へ来る方へ できる限り自粛を要請	—	③は①、②、④、⑤以外の県	—	—
④ 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県 等 (注3)	④から静岡県へ来る方へ 自粛を要請	(注3)等とは、その都道府県の方針により④とするもの	—	④は愛知県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、愛媛県、福岡県 (注2) (注1)	(注1)5月18日、中部圏知事会共同メッセージで、県境を跨ぐ不要不急の移動の自粛を申し合わせたため④とした。
⑤ 特定警戒都道府県	⑤から静岡県へ来る方へ 自粛の徹底を要請	—	—	(注2)愛媛県は、過去2週間以内にクラスターが発生したため。	⑤は北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

５月１５日現在の

「警戒レベル３（県内注意、県外警戒）」のときの行動制限

◎県内移動に関する行動制限

３密を避けるなど「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。

◎県境を跨ぐ移動に関する行動制限

１ 本県を出発する皆様へ

以下の訪問先別の行動制限をお願いいたします。この内容は、あくまで静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。

- (１) 全ての外出について、「新しい生活様式」（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとする感染予防行動）を徹底してください。
- (２) 山梨県への訪問には制限を求めません。
(「新しい生活様式」を徹底のもと可とする)
〔b〕累計感染者数が少なく感染が限定的な近隣県〕
- (３) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県には、訪問を「徹底して回避」してください。
〔e〕緊急事態宣言により指定された特定警戒都道府県〕
- (４) 愛知県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛媛県、福岡県へは、やむを得ない場合を除き、「訪問を回避」してください。
- (５) 上記（２）から（４）以外の県については、「できる限り訪問を回避」してください。

２ 本県を訪問される皆様へ

(帰省する方、旅行者へは、県民の皆様からも呼びかけてください。)

- (１) 山梨県の皆様には、本県への訪問の自粛を要請しません。
(「新しい生活様式」を徹底のもと可とする)
- (２) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の皆様には、本県への「訪問の自粛の徹底」をお願いします。
- (３) 愛知県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いします。
- (４) 上記（１）から（３）以外の県の皆様には、本県への訪問の「できる限り自粛」をお願いします。
- (５) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「３つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

■ 策定協力機関（順不同）

- 公益社団法人静岡県観光協会
- 静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合
- 一般社団法人静岡県旅行業協会
- 静岡県立大学 大学院 経営情報イノベーション研究科附属 ツーリズム研究センター
- 株式会社リョケン

■ 参考文献

- 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
＜2020 年 5 月 4 日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議＞
- 「観光関連産業における感染症風評被害対策マニュアル」
＜国土交通省 観光庁（2009 年 12 月）＞
- 「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（宿泊施設用）」
＜岐阜県観光国際局（令和 2 年 3 月（初版））＞
- 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）」
＜全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会／日本旅館協会／全日本シティホテル連盟（2020 年 5 月 14 日）＞
- 「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」
＜日本ホテル協会（初版 2020. 5. 14）＞
- 「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）」
＜日本旅行業協会／全国旅行業協会（2020 年 5 月 14 日）＞

新型コロナウイルス感染症
に関する対応指針
＜宿泊施設・観光施設用＞

令和2年5月（初版）

静岡県スポーツ・文化観光部
観光交流局 観光政策課